

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成16年7月8日(2004.7.8)

【公開番号】特開2000-19889(P2000-19889A)

【公開日】平成12年1月21日(2000.1.21)

【出願番号】特願平10-188931

【国際特許分類第7版】

G 0 3 G 21/00

G 0 3 G 21/16

【F I】

G 0 3 G 21/00 3 5 0

G 0 3 G 21/00 3 5 4

【手続補正書】

【提出日】平成15年1月31日(2003.1.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

【発明が解決しようとする課題】

このような画像形成装置においては、使用により感光体ドラムに傷が付くことがあるため、サービスマンが感光体ドラムの交換を行なう。ところで、図6に示すように、感光体ドラムの形状が同じ又は似ており、ドラム性能が異なる感光体ドラムが存在する場合がある。例えば、画像形成装置Aに画像形成装置B用の感光体ドラムを誤って組み込んでしまうと、画像形成装置として機能しなくなったり、装置を損傷してしまうという問題がある。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 8】

定着部50は、一対のローラ51, 52を有し、転写紙を加熱、加圧し、この加熱、加圧された転写紙にトナー像を定着する。定着部50の後段に配置された切換ゲート100によって転写紙の搬送経路が排出側と、再搬送側に切り替えられる。切換ゲート100の切り替えは、レジスト制御部70からの転写紙の送出しのタイミングによって行なわれる。